

改正案	現行
<p>（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等） 第三十四条の五（略）</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p>	<p>（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等） 第三十四条の五（略）</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p>

改正案	現行
<p>（特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等） 第二十五条の二の二（略）</p> <p>2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p>	<p>（特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等） 第二十五条の二の二（略）</p> <p>2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p>

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>(信託財産に係る行為準則)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの又は金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合</p> <p>九 (略)</p>	<p>(信託財産に係る行為準則)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの、金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合</p> <p>九 (略)</p>

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「公益法人等」という。）が発行する前払式証券の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。次条第一項第六号、第十条の三第三号ハ及び第十四条第一項第七号において同じ。）を当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされているときは、当該未使用残高を預け入れる金融機関（銀行又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。次条第一項第六号及び第十四条第一項第七号において同じ。）の名称及び所在地</p> <p>六 （略）</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「公益法人等」という。）が発行する前払式証券の未使用残高（代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。次条第一項第六号、第十条の三第三号ハ及び第十四条第一項第七号において同じ。）を当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされているときは、当該未使用残高を預け入れる金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関又は日本郵政公社をいう。次条第一項第六号及び第十四条第一項第七号において同じ。）の名称及び所在地</p> <p>六 （略）</p>

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十条に規定する簡易生命保険資産の運用として保有する株券等（株券を除く。）</p> <p>九・十 （略）</p>	<p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金の運用として保有する株券等（株券を除く。）</p> <p>九・十 （略）</p>

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）</p> <p>第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十条に規定する簡易生命保険資産の運用として所有する株券等（株券を除く。）</p> <p>九～十一 （略）</p>	<p>（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）</p> <p>第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金の運用として所有する株券等（株券を除く。）</p> <p>九～十一 （略）</p>

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇三三二（略）</p> <p>三十三 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百八条第三項及び第四百六条第三項</p> <p>三十四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第六十四条第二項</p> <p>三十五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇三三二（略）</p> <p>三十三 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第二項</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

2
3
4
(略)
七年法律第一百号)第三十一条第二項

2
3
4
(略)

改正案	現行
<p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十四号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十〇二十五 (略)</p> <p>2 その発行の際にその取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関し</p>	<p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十一 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金の管理及び運用をする者</p> <p>十一〇二十六 (略)</p> <p>2 その発行の際にその取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関し</p>

て法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十三号まで若しくは第十五号から第二十五号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十四号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十六号、第十八号若しくは第二十号から第二十五号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過している場合を除く。には、その者が前項第一号から第十三号まで若しくは第十五号から第二十五号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十四号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十六号、第十八号若しくは第二十号から第二十五号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第九号、第十六号、第十八号又は第二十号から第二十五号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項、第六項及び第七項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで又は七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

て法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過している場合を除く。には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項、第六項及び第七項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで又は七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 第一項第十六号、第二十号及び第二十一号に掲げる者に係る届出者

イ・ロ (略)

三 第一項第十八号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

四 第一項第二十二号及び第二十三号に掲げる者（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）に係る届出者 当該届出者の本店の所在地又は住所地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長

五 第一項第二十二号及び第二十三号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十四号及び第二十五号に掲げる者に係る届出者 関東財務局長

4 (略)

5 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに当該届出を行った者の氏名又は名称（第七項及び第八項の規定による代理する権限を有する者の氏名又は名称を含む。）、住所、適格機関投資家に該当する期間（前項に定める期間をいう。）並びに当該届出を行った者が第一項第二十二号口又は第二十三号口に該当するものと

二 第一項第十七号、第二十一号及び第二十二号に掲げる者に係る届出者

イ・ロ (略)

三 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）に係る届出者 当該届出者の本店の所在地又は住所地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長

五 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 関東財務局長

4 (略)

5 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに当該届出を行った者の氏名又は名称（第七項及び第八項の規定による代理する権限を有する者の氏名又は名称を含む。）、住所、適格機関投資家に該当する期間（前項に定める期間をいう。）並びに当該届出を行った者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものと

して届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

6 第一項第二十二号及び第二十三号に掲げる者に係る届出者の直近日における有価証券の残高並びに同項第二十四号に掲げる者に係る届出者の資本金若しくは出資の額又は基金の総額を本邦通貨に換算する場合には、同項第二十二号から第二十四号までに規定する届出の時ににおける外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

7 第一項第二十二号及び第二十三号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十四号及び第二十五号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

8 第一項第二十二号及び第二十三号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十四号及び第二十五号に掲げる者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該者が取得した有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、

して届出を行った者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

6 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者の直近日における有価証券の残高並びに同項第二十五号に掲げる者に係る届出者の資本金若しくは出資の額又は基金の総額を本邦通貨に換算する場合には、同項第二十三号から第二十五号までに規定する届出の時ににおける外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

7 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

8 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該者が取得した有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券に限る。）に係る法第二十三条の十三第一項の規定による告知及び同条第二項の規定による書面の交付に関する一切の行為につき、

当該者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の三第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 第十条第一項各号(第二十四号を除く。)に掲げる者(前号に掲げる者を除く。)

三・四 (略)

2 (略)

当該者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の三第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 第十条第一項各号(第二十五号を除く。)に掲げる者(前号に掲げる者を除く。)

三・四 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（信託財産に係る行為準則）</p> <p>第五十二条の二十四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合</p> <p>八（略）</p> <p>（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）</p> <p>第二百八条（略）</p> <p>2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は</p>	<p>（信託財産に係る行為準則）</p> <p>第五十二条の二十四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの、金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合</p> <p>八（略）</p> <p>（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）</p> <p>第二百八条（略）</p> <p>2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は</p>

<p>投資運用業を行う者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中 <u>中央金庫、商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命 保険管理機構</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 7 (略)</p> <p>第二百十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの(外貨建てのものを除く。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 (略)</p>	<p>投資運用業を行う者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中 <u>中央金庫、商工組合中央金庫及び日本郵政公社</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 7 (略)</p> <p>第二百十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの(外貨建てのものを除く。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>郵便貯金</u></p> <p>四 (略)</p>

改正案	現行
<p>(指定資産等)</p> <p>第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は銀行若しくは第百十二条第一号から第七号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。）</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定資産等)</p> <p>第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は銀行若しくは第百十二条第一号から第七号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金若しくは郵便貯金に係るものに限る。）</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号及び第十二号から第十四号までを除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>八〜十 （略）</p> <p>十一 第一号及び第二号並びに第五号から前号までに準ずる法人であつて、法令の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない法人</p> <p>十二〜十四 （略）</p> <p>2 施行令第一条の二に規定する会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に定める法人の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>（実務経験による短答式試験科目の免除）</p> <p>第七条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「施行令」という。）第一条の二に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、次の各号（第三号、第四号及び第十三号から第十五号までを除く。）に定める法人が、法令に基づき、免除申請者の同条に規定する会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間を通じて、公認会計士又は監査法人の監査を受けていることを要する。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 日本郵政公社</p> <p>九〜十一 （略）</p> <p>十二 第一号及び第二号並びに第五号から第十一号までに準ずる法人であつて、法令の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない法人</p> <p>十三〜十五 （略）</p> <p>2 施行令第一条の二に規定する会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に定める法人の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>

一 前項第一号及び第二号並びに第五号から第十一号までに掲げる法人 当該法人の財務書類の調製に係る事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務並びに当該法人の内部における会計に関する監査に係る業務

二 国又は地方公共団体の機関 前項第一号及び第二号並びに第五号から第十一号までに掲げる法人の会計に関する検査若しくは監査（直接従事する場合に限る。）、又は企業会計の基準の設定、原価計算の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度若しくは監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）若しくは業務

三 前項第十二号に掲げる法人 農業協同組合法第七十三条の三八第一項の農業協同組合監査士として行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査

四 前項第十三号に掲げる法人 水産業協同組合法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第四十五号）第三百三十二条の水産業協同組合監査士として行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合の監査

五 前項第十四号に掲げる法人 企業会計の基準の設定、原価計算の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度又は監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務

一 前項第一号及び第二号並びに第五号から第十二号までに掲げる法人 当該法人の財務書類の調製に係る事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務並びに当該法人の内部における会計に関する監査に係る業務

二 国又は地方公共団体の機関 前項第一号及び第二号並びに第五号から第十二号までに掲げる法人の会計に関する検査若しくは監査（直接従事する場合に限る。）、又は企業会計の基準の設定、原価計算の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度若しくは監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）若しくは業務

三 前項第十三号に掲げる法人 農業協同組合法第七十三条の三八第一項の農業協同組合監査士として行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の監査

四 前項第十四号に掲げる法人 水産業協同組合法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第四十五号）第三百三十二条の水産業協同組合監査士として行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合の監査

五 前項第十五号に掲げる法人 企業会計の基準の設定、原価計算の統一若しくは監査基準の設定その他の企業会計制度又は監査制度の整備改善に関する事務（特別の判断を要しない機械的な事務を除く。）又は業務

改正案	現行
<p>（信託財産に係る行為準則） 第四十一条（略） 254（略） 5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一5六（略） 七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合 八（略）</p>	<p>（信託財産に係る行為準則） 第四十一条（略） 254（略） 5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一5六（略） 七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの、金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合 八（略）</p>

○ 公認会計士試験規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第十六号）

<p>改正案</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 改正前の公認会計士試験規則第七条第一項第九号に定める法人に おいて同条第二項第一号に定める事務又は業務に従事した期間を有 する者に係る短答式試験科目の免除については、改正後の公認会計 士試験規則第七條第一項第八号に定める法人において同条第二項第 一号に定める事務又は業務に従事した期間とみなす。</p>
<p>現行</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 改正前の公認会計士試験規則第七条第一項第九号に定める法人に おいて同条第二項第一号に定める事務又は業務に従事した期間を有 する者に係る短答式試験科目の免除については、改正後の公認会計 士試験規則第七條第一項第九号に定める法人において同条第二項第 一号に定める事務又は業務に従事した期間とみなす。</p>